

# 城下町成立論

松 本 豊 寿

## 一、城下町概念規定

城下町成立論は、そのまま城下町概念規定論につらなる。いな、適切な概念論確定の上に、初めて城下町成立論が可能となるはずである。一体、城下町とはなんであろうか。こうした設問に対し、われわれの解答の準備は実のところ甚だふたしかである。こうした概念規定のふたしかさは、城下町成立の上限決定を混乱にみちびぎ、城下町起源論に確実なる定説をみないといった結果をもたらしている。例えば戦国時代に城下町成立を疑問視する所説<sup>①</sup>に対し、守護大名領国制下に、城下町出現を考える論説<sup>②</sup>の提起など、きわめて不定な状態である。

城下町を、「城郭を中心として成立せる町」とする小野均氏以来の城郭都市としての理解は、もとよりあやまつてはいない。しかしそれは、城下町のもつ一つの属性の理解にすぎないのも、また否定しえざるところである。城下町の城郭都市としての属性をのみとりだすとすれば、城下町の成立は、おそらく歴史発生の古にまでさかのぼるであろう。城下町概念でもっとも基本的な第一の点は、それは封建体制下に必然的に生成した封建領主都市というそれで

ある。このことについては、別稿<sup>⑥</sup>でくわしく論じているので、再説はさけない。このように城下町が封建領主都市である以上、同じ城郭都市でも城下町は中世以降に限定されるが、例えばおなじ封建城郭都市である守護町は、後述するようにならざるまでも守護町であって、城下町ではない。城下町には封建領主都市であり城郭都市であるという属性の外に、まだ一つの概念規定が必要である。私はこれを『領国の首都』<sup>⑦</sup>とするのであるが、その実体にせまるためには、まず城下町成立の過程を具体的に検討する必要がある。

## 二、守護町より初期城下町への移行

ほぼ、十五世紀末より十六世紀の初にかけての時代を境として、在地領主居城都市の内容と性格に大きな変容が認められる。これを集落の立場よりすれば、「守護町」より「城下町」への移行であり、転化であるといえよう。この移行の基本的契機は、大名権力の特質とそれに対応する領域自体の性質の変様であるが、われわれの視点よりすればこの都市を培養する領域について、一步ほりさげて考える必要がある。原理的に庄園制秩序を否定し去ることができず、「所職」を介しての領域掌握を基軸として展開された守護領国制下では、大名による真の土地そのものの直接一円支配は期待しえないのは当然である。それはどこまでも間接支配である。ここで東大寺知行国周防の国衙領を考えてみよう。

この地の守護大内氏は、応永六年（一三九九）以来、国衙領保護のため「土居捌町事守護使不入」以下五カ条の掟<sup>⑧</sup>を定めている。くだって延徳三年（一四九一）には、大内義興はその弟尊光を国衙目代とした。こうして一族を国庁機構内の重要ポストにいれることによつて国衙領支配強化をはかったが、これはもとより間接支配である。更に

その有力家臣団は大内氏の保証下において国衙地頭職や保司職等に補任せられ、所職による下地掌握を遂行するのである。

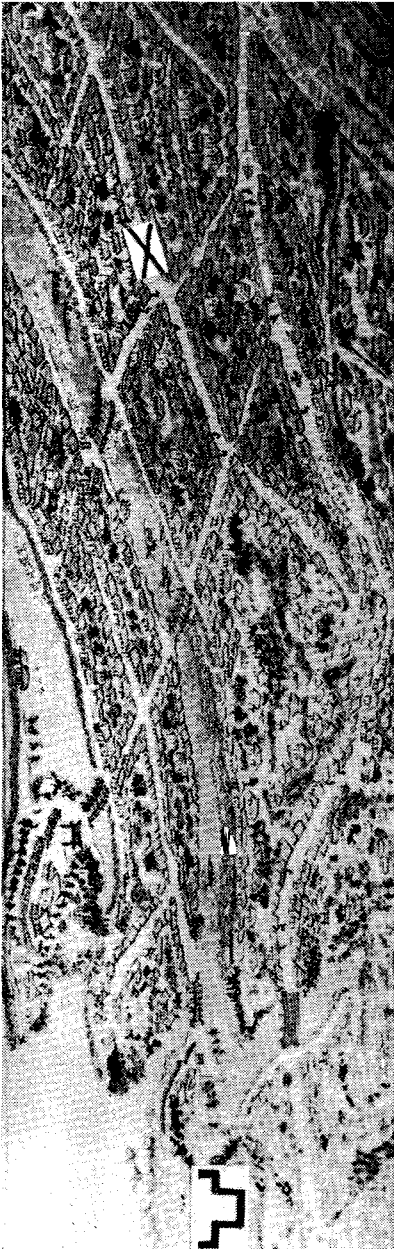
例えば陶氏は応仁二年（一四六八）富田保について、「公用米之事無油断之儀致催促如例年可沙汰国衙候<sup>⑥</sup>」といったように、国庁より同保の地頭職を補任せられている。つまり国衙在庁機関が、在地領主の領主発展を合理化する道具となつているが、このことは又、領主的発展の一つの制約面でもある。もとよりこれら在地領主は、周知のように押領、末進等、いろんな方法で庄園や国衙を侵略してゆく。しかしこのことと、国衙庄園機構の利用と依存とはまた別の問題である。

次に守護領国内では、直轄領外には大小様々な村落支配者としての国人領主がいる。これに対する守護大名の制約は不十分で、その相対的な独自性を認容せざるをえなかったのである。つまり、国人領主と守護大名の結合関係は、しかく安定したものではない。例えば島津氏に対する地頭領主渋谷氏、細川氏に対する津野氏、特に興味あるのは信濃小笠原氏に対する仁科氏等の国人一揆<sup>⑦</sup>等々、われわれは各地においてこうした事例をあげるにさまで困難をかんじないのである。この時代には、「國中物念云々」等といった文書表現がよくみられるが、これは国人領主相互の対立、並びにこれらの守護大名への勢力結集や逆に離反相剋の複雑な不安激動を物語るのである。室町時代の国人領主は、本領地の外に守護を介して所職による給地を与えられている。この場合本領地に対しては、守護大名の権力は十分には貫徹しえなかったのである。

所詮、国人領主は、中世的所職によりかかっている以上、幕府を介して中世的公権力を代行する守護大名への依存と、他面本領地を基盤とする半独立性、守護被官といっても契約的思想に由来する主従関係の弛緩性、こうした矛盾

背反的要素をあわせもつ存在なのである。守護大名はこのような中世的な錯綜せる諸勢力をコントロールし、その固有の立場において十分に超克組織化しえなかったのである。つまり守護大名の領域はそれが単に分散しているといった外形的なものにとどまるのではなくて、より本質的には権力支配関係においてさまざまな異質を内包する、いわば非均質的領域として把えるべきものなのである。守護町とは、以上のような領国体制と領域構造の基盤の上になつ守護大名の拠る封建領主都市にほかならない。

大内弘世が周防、長門、石見三ヶ国の守護職となつて山口に移転し、ここに守護町山口が出現する。文書の上で山口がでてくるのは応永二七年（一四二〇）にさかのぼるが、その記録<sup>⑧</sup>は断片的で、資料的にこの守護町を復原する



第1図 鹿兒島恵美須町と中世旧城塞（但し藩政初期のもの）×印恵美須町

ことは今のところ不可能に属する。

「守護町」という記録の初出は、「薩藩旧記雜録」に記された建武四年（一三三七）比志島忠経の軍忠状にみえるそれである。後、島津元久は領主居館を東福寺城より清水城にうつし、積極的に守護町の拡大をはかった。城館下には近従、国衆の屋敷ができ、寺社も山麓や稻荷川沿岸に分散して盛んに建立された。すなわち、諏訪社、稻荷社、福昌寺等で、これらは軍事的配慮と共に領主菩提寺や領主創設の寺社、つまり強く支配層に密着したものである。城館より若干はなれた南方の臨海地に、城下市町が建設された。これが鹿児島源初的な町、恵美須町である。この「エビス」の地名は領主的社寺とは対照的に、商業守護神が市人の精神的紐帯をなしていたことに起源する。「倭文麻環卷五」には、「町中を呼廻り速やかに市人を召集む」とある。この市町<sup>⑤</sup>は堀割で海と連絡し、更にその最盛期にはその西南に車町を派出し、すくなくとも二本の格子状町が想定される。

ところで戦国期も十六世紀中葉に入ると、在地領主の領国体制に大きな変化がもたらされた。それは「検地」という特自の方法で領域を把握し、庄園制秩序と体系を否定解体せしめるのである。つまり異質的なものを排除し、直接に現実の土地と人の完全支配を貫徹する方向である。ここで再び周防国を考えてみよう。大内義隆は国衙法度五カ条履行の証判を東大寺に与えるのであるが、これはもはや全く形式的儀礼的なものとなってくる。天文二年（一五三二）義隆は東大寺目代を無視して、寺家被官竹屋氏に対し、国衙領小周防の地を充行しその領知を下知している。これは実質的には庄官の大名家臣化と、国衙領の大名領国化に直接通ずるものである。こうした現地支配の変質は、先代義興の時代にすでに進行していたのであろう。天文八―九年にかけての国衙正税や年貢関係文書によると、正税、年貢合計はわずか百十石<sup>⑥</sup>にたりなかったという。ここにおいては守護大名や在地領主の自己拡大運動は、あきらかに庄園

や国衙体制のきづなをたちきり、その否定の上に展開しつつあったことが知られるであろう。これが地域的封建国家としての、戦国大名領国制にはかならないのである。つまりここでは、権力支配関係下における一元的等質領域が出現したといえよう。すくなくとも相対的にはこのような傾向が指摘されよう。

このようにして一元的等質領域が出現すると、その支配中心となる封建都市のもつ意義は、軍記物でしばしば「本拠の地」等の用法でしめされた守護町のそれとは、当然著しく異ったものをもってこなくてはならないのである。例えば戦国大名の郷村役人帖<sup>⑥</sup>では、「刀弥」とか、「政所」等の機関名がみられる。これらはもともと、国衙在庁機関の一つであり、又は在庄預所としての庄園機構の一部を構成したものであった。ところで戦国大名はその伝統的な役名だけは踏襲してもその実質的な旧機能を否定し、それを新しく戦国大名権力下における公的機関として改編し、大本城地にある支配中枢機関下に組入れてその末端行政機関としたのである。戦国大名によるこうした直接支配のシステムは、守護大名のそれに比し質量ともにまさに飛躍的な意義と内容を意味するのである。

こうなってくると戦国大名本城地の領主都市は、封建国家の領域の一元的、直接支配のまさしく中点としての職能と役割を果すのである。私はこうした地域的封建国家の中核となり、中点となる領主都市の機能を、守護町で例示した「本拠」に対し、あえて「首都」という特別な表現でその意義と内容を強調したいと思う。これがほかならぬ城下町なのである。これを周防国でいえば、ほぼ十六世紀初には、守護町山口の城下町山口への移行が考えられるのである。戦国大名の居城する本城都市のこうした姿は、当代の人々に今までのそれとは異なる封建都市の概念をうみつけずにはおかない。戦国期になると、前代とは趣を異にした特殊な領主都市の呼称が出現した。周知の「堀内」、「じょうの下の下」とか、「山下町」「城下の市町」のようなきざまな表現がそれである。こうした独特な表現の中に、われわ

これは戦国大名の新しい領主都市に対する人々のいだいた生々しい歴史的現実への認識の姿を、あらためて見直さざるを得ないのである。大名居城の都市に対するこのようなささまざまな呼称はやがて斉一化されてゆき、近世に入って「城下町」という一般化された形で固定化されてゆく。ともあれ同じく領主都市であり城郭都市であっても、大名領国制の変容に対応して、都市そのものはみずからの姿を変化止揚してゆかざるを得ない。かくして古き「守護町」は新しき「城下町」へと移行交替してゆくのである。

### 三、守護町と城下町

戦国大名による強大な領国支配体制の強化は、それに対応して領域内生産や、流通交換経済の集権的把握が当然問題となってくる。また例えば、松平武士団の菩提寺として建立された大樹寺<sup>⑥</sup>は、松平氏の三河領国化充実の過程を通じて領内にその末寺を盛んに設立し、城館所在地はその中心となったように、領内信仰の封建的秩序による掌握のため有力社寺群を本城地に集中的に設定する。けだし社寺は、たんに軍事的意義のみならず、信仰と政治支配を結節する重要な意味をもつのである。このようにして戦国大名は、軍事政庁的集落と経済的集落、更に有力社寺群を大名権力下において強力かつ計画的に把握し、これらをもって城塞や城館下に接合して一つの都市結合体を形成するようになる。これがほかならぬ城下町なのである。

右の都市結合体、すなわち城下町に対する戦国大名の都市政策は、その内容、スケールにおいて、守護町とは相当に異なるものをもっている。具体的にはまず第一に、切実な給人団に対する城下集住令の強制となって現われてくる。われわれはここで南北朝期（暦応二年）の「小早川円照置文」と、戦国期（文明十七年）の「大内壁書」を対比

したい。集住令違反者に対し、小早川氏は次のような指令を出している。

「一(前略)一期の間ハ対顔あるヘからず もし此旨いつハリならば 沼田七社御罰おかふりるヘきなり」

この指令は文和二年の置文に「自故殿御時堅所有御誠也」の表現がしめすように、どこまでも訓戒的方式といえよう。ところで「大内壁書」では、「可被歿取恩給也」、更にこえて文明十八年になると、「永可被放御家人」といった強権的武断処置が、無届在郷給人に対して発動されている。別稿で論じたように、戦国期集住令はノーマルな姿ではなく、制限され歪曲<sup>⑧</sup>された形で施行された。それにしてもこれによつて城下給人団居住域形成は、前代に比しては一段と促進されたのは否定しえないところである。

第二には、城下市町への地方町の権力的吸収が行われるのである。六角氏の城下町石寺について「於石寺保内町就被仰付保内之諸商人於保内町可致売買万一此旨相違之輩在之者衆中而可処罪科」<sup>⑨</sup>という掟書が出されているが、これは天文期のもものとされ、城下町への在方商人集住の資料的に確認される最も古いものとされている。「七曲通ハ井口之百姓町屋作り百曲通ハ大桑之町人共引越町立」<sup>⑩</sup>とある斎藤氏の井口城下(後の岐阜)への大桑商人に対する強制的移動策も、よく周知のところであろう。職人町、それも領主的軍需手工業の城下への組織的吸収は更に古く、この好例は大永六年(一五二六)、今川氏による騎河府中川原地区一町五反の皮革業者新屋敷の町立<sup>⑪</sup>である。近江八幡の、「在々所々諸市当町江可相引事」<sup>⑫</sup>の事例のように、永祿以降になると地方市場集落の城下町集中は、各地においてもはや普遍化されてゆく。これらのはうたがうべくもなく、中世的土豪市の淘汰、それらの城下吸引による新城下市町の拡充をもたらすのである。

第三として城下町商業に対する領主的繁栄策が、これまた強力に押し進められてくる。特権都市的政策である諸



役、地子、徳政免除、特に中世的座商業の否定、自由商業を指向する楽市楽座にいたっては城下町に集中的に現われてくるものであり、かつその初出が天文十八年（一五四九）であるように、これは決して守護町では理論的にも事実的にも見られないところである。

このようにして城下町は、守護町に比し封建領主都市として、質量共に優越した都市的發展の条件と格差が指摘されるのであり、その具体的分析については不十分ながらも別稿<sup>⑩</sup>で論じてきた通りである。領主権力を都市形成とその發展の契機とする領主都市は、もとより城下町以外にもすくなくない。しかし同じく領主都市でも、領主本城の城郭都市であると共に、地域的封建国家の首都としての城下町は、まさしく最も典型的な領主都市といえよう。

さて守護町であるが、これも城砦都市、または都市的集落ですでに鹿児島でみてきたように、領主の城館が中心となり、それに一部給人団の屋敷群と固有の市町や寺社群をもち、封建的な集落結合体を形成している。しかし守護町は先述してきた通り地域的封建国家以前の守護領国制に規制されて、言葉の正しき意味における首都としての役割と職能は果し得なかつたのである。それはどこまでも守護町であつて、決して城下町ではない。それにしても両者は、封建領主都市としての多くの類似性をもつ。従つて例えば守護町鹿児島が城下町鹿児島へと移行したように、守護町は城下町の先行形であることには間違はない。ただこのように守護町は城下町へとつながるものであるにしても、しかし守護町がそのまま發展して城下町となるといった、両者を単純かつストレートに結びつけるべきでないのを、ここであらためて強調しておきたいのである。

## 四、豪族屋敷村より城下町への移行

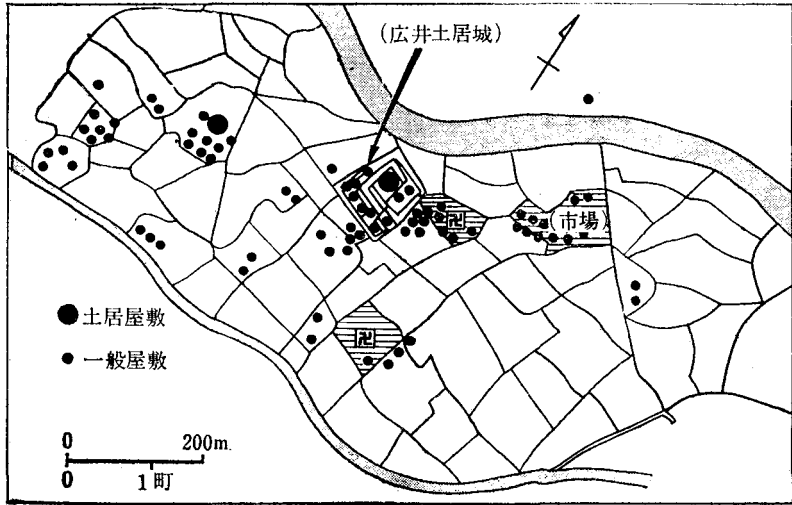
戦国大名領国制への体制的な確立を契機とする城下町の成立には、二つの方向が存在する。一つは今まで論じてきたような、守護町より城下町への移行発達である。しかしながら、守護大名より直接に戦国大名となりそれが持続発展したのが稀少であったように、守護町→城下町というケースは、周知のようにごく限定されている。守護大名の殒落に伴い、守護町の消滅した実例は頗る多く、守護大名出自の旧族大名廃絶によつて、守護町起源の城下町はその多くは消失、または中絶するのである。これは守護代町でも同様で、土佐守護代町田村は細川一族の退去と共に消滅する。斯波氏の守護代町清洲は後代において戦国城下町とはなつてはいるが、その間、領主交替に伴う領主都市としての中絶がみられる。守護町がそのまま、継続して戦国城下町に移行し、それが十六世紀中葉まで存続した例は意外にすくない。周防山口、駿河駿府、豊後府内、近江石寺、甲斐府中、それに対馬国府、肥後人吉、陸奥三戸（あとの三例は領主が短期間守護職補任をうけたもの）等にすぎない。ましてや戦国城下町のみならず、引きつづきそのまま近世城下町に移行した鹿児島、人吉の例は、むしろ異例であり、伝統的勢力が強く新興権力擡頭の相対的に微弱な所謂辺境地帯だから可能となつたのであろう。

城下町成立について、各地で現実的に多くみられるのは、次のケースである。それは在地土豪、国人領主といった小規模領主の城館を中心とする領主集落、すなわち豪族屋敷村が領主の上昇によつて次第に拡大発展し、ついに城下町へと転化してゆく方向である。在地領主といつてもいろいろあるが、地頭や有力庄官等に出自する戦国国人領主が地域的な封建領国化に成功し、所謂「下剋上」のもとで、より大規模で、より強力な地域的封建国家への成長、その終

着相としての戦国大名領国制へと発展してゆくのは各地でよく研究されているところである。この場合、先述の守護大内氏に交替した国人領主毛利氏にみられるような中間、辺境地帯での大地的封建国家のスムーズな成長に対し、畿内地方の戦国領主的発達は、また異なる様相をもっている。例えば北摂の春日社領や東寺領下の在地領主を考えてみよう。ここでの池田氏や榎木氏等の在地領主は、庄園制に寄生しつつ一方では守護大名権力下において地域的な領主的発達を押し進めてゆくのであるが、その封建領主化は古代的権力の伝統を負う有力庄園領主の直務支配機構の執拗な再建運動、それに対応する古い中世的惣の停滞によつて、十六世紀の初にいたっても、直ちに一時的規模の集権的な戦国大名的成長<sup>⑧</sup>を困難ならしめているのである。所謂「戦国畿内型領主」といわれるのがそれである。

このように戦国大名領国制の発展には、それぞれ相異なる地域的パターンが指摘されるが、問題にかかる在地領主集落の城下町化への具体的な発展のプロセスにあらう。この場合の領主集落は、上述した新領国制樹立をバックとして、かつての素朴な豪族屋敷村の状態を克服して市町と合体したもの、つまり、城下町へとそれ自体を転化発展してゆく基盤を準備しているのに注意したい。領主居館を中心にその給人団や下人所従屋敷によつて構成せられる一般の豪族屋敷村では、単に所領の政治的支配の中核にすぎない。かかる豪族屋敷村が、領主権力を背景に地域の経済センターとしての市町を吸引合体することの意義は大きい。ここには領主集落としての所領の中心性に、より格差のある重要な機能を發揮するのである。ただしこれこそ、豪族屋敷村より城下町への近接性である。私はこうした集落としての拡大発達の起動となる市町をもつ特殊な豪族屋敷村を、城下町の原形とみなして△原城下町▽と呼びたい。

すでに別稿<sup>⑨</sup>で、かかる△原城下町▽の実例として広井城館についてふれたことがある。これは平城系のもので、



第2図 天正16年広井旧城館と旧市町

第2図はそれを図化したものである。ここでは今一つ、根小屋式城館下の八原城下町として、同じく土佐の有力国人領主である森氏の場合を紹介しておきたい。

森氏は「土佐四人衆」といわれる著名な国人領主である。文明年間、二代頼満の時、嶺北地方（吉野川上流地方）より潮江郷に進出し、潮江山上に城郭を築きその東北山麓に領主居館を築成した。天文年間一度退城するが、永禄以後城地を再興して以後天正にいたるのである。「長宗我部地檢帖」は、かつての姿を相当忠実に追跡するに足る次のような記載を止めている、

- |             |       |       |          |
|-------------|-------|-------|----------|
| A           |       | 土居ヤシキ |          |
| 一、四反十八代五分   | 上ヤシキ  | 同東分   | 同 森殿土居掛  |
| —(三筆おいて)—   |       |       |          |
| 同し北堀フチ      | 中ヤシキ  | 同西分   | 同 谷弥左衛門給 |
| 一、十二代       | 同     | 同     | 同 又衛門給   |
| B           |       | 同東分   |          |
| 卅代出二代三分     | 下ヤシキ  | 同東分   | 同 森殿分    |
| —(中略)—      |       |       |          |
| 同しノ西懸テ      | 下々ヤシキ | 同東分   | 同 大兵衛殿給  |
| 一、五代        | 同     | 同     | 同        |
| 同しノ南前廿代地道共ニ | 中ヤシキ  | 同東分   | 同 右近殿給   |
| 一、十代        | 同     | 同     | 同        |

—(中略)—

同しノ東卅代地 中ヤシキ

同東分 同 与兵衛給居

同しノ東

出二代

同東分 同 柿内宗衛門給

一、廿代

中ヤシキ

同東分 同し

同しノ東北道懸テ

出六代

同東分 同 彦大夫給居

一、十代

中ヤシキ

同東分 同し

—(以下省略)—

C

町ヤシキ東ノハシ道越角懸テ

同東分 同 縫介給内兵衛左衛門分有

一、十四代三分勺 五月五日田

同東分 森殿分

同しノ西町ノ北南懸テ前四十代地

同東分 同 八衛門作

一、卅四代勺 潮江天神五月五日テン

中ヤシキ

同東分 森殿分

同しノ西町かけて

同 彦九良名

一、廿代 出三代三分勺

中ヤシキ

同西分 中島与一兵衛給

—(以下省略)—

D

宝光寺三旦懸テ

同 非有濟分

一、廿五代三分

寺中 下々荒

同西分 宝光寺分

—(中略)—

クワンシヤウシ 前地十代

同東分 同 藤兵衛給

一、四代二分

下々ヤシキ

同東分 森殿分

—(中略)—

光楽寺中西ノ外懸テ

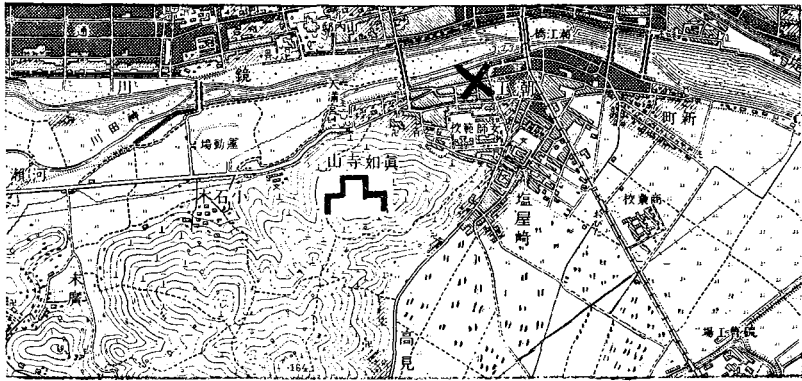
同 善左衛門

一、卅代

出十二代二分

御多賀領

同西分 光楽寺分



第3図 森氏城塞とその山下土居 (×印)

— (以下省略) —

(天正十六年潮江川ヨリ南地検帖)

Aは森氏(森千松丸)の城下土居で、単郭式の旧城館である。この土居の周囲にはBで示される屋敷群、すなわち森氏所領を分給された一族並びに所従被官の屋敷群が、土居の西―南―東にわたってワイラ状に蟻集するのである。特に重要なのはCの旧城下市町である。天正検地の時点ではその多くは天満宮の神田、又耕地化されているが、かつては森氏所領内における流通機能の中心としての役割を果していたのである。Dは領主檀那寺(花蔵寺)や城郭守護の別当寺(宝光寺)、その他一般寺社群を示す。A、B、Dのグループだけでは所謂一般豪族屋敷村の概念以上にできるものではないが、右の封建集落に所領内の経済集落が吸引され合体共存する存在形態、これが△原城下町▽であり、右はその面影<sup>⑧</sup>をかなり詳細にわれわれに伝えるものといえよう。

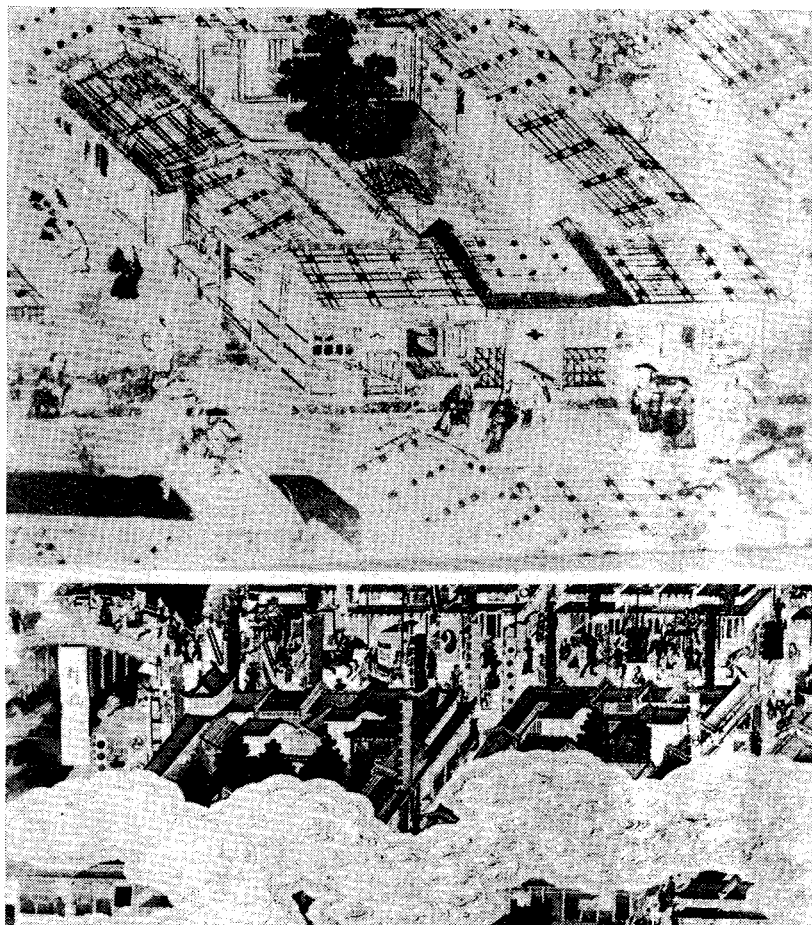
ともあれ△原城下町▽は、領主城館・給人団屋敷群・城下市町・社群の各部分域を合体し、国人領主下における地域的な支配と流通の中心となり、城下町の端初的な姿を形質共に具備するのである。戦国城下町の多くはこうした経過をたどって形成されたもので、前述した小早川氏の沼田、毛利氏の吉田等はその好例である。△原城下町▽↓城下町のケ

ースは、当代の人々に全く新しいタイプの都市出現として重要な関心をひきおこしたのである。さきにみた初期城下町に対する様々な呼称出現には、右にみた事実を背景として解さるべきであらう。

### 五、付 説

戦国期の城下町は守護町系統のものを除いては、決して伝統的な歴史的都市ではなく、その大部分は新興在地領主による新しいタイプの封建都市といえよう。ここで、城下町とその古代都市的遺制との関係について、若干ふれてみよう。

城下町も近世に入ると、例えば江戸や名古屋のように、その町割のある部分に条坊制的、または条里<sup>⑧</sup>制的伝統が指摘されるのである。それにしても城下町都計の一部に古代的源流をとどめることと、城下町そのものが基本的に新しい封建領主都市であることは、勿論何等矛盾するものではない。古代的源流といってもそれは古代そのままではなく、近世化の洗礼をうけた変型に転化しているのを知る必要がある。人はよく古代的源流の事例として、江戸や名古屋での中央会所のある方一町の街区システムを挙げるのである。しかしこの街区の存在形態は古代都城のそれよりは、その崩壊のあとに出現する中世的町、すなわち、町田家本「洛中洛外図」にみられる方形の中央空地をもつ中世末京都の町割に、より直接的な系譜をひくものと考えたい。町の単位が古い方一町より、街路を介して相對する兩側の町区域に移行してゆくところ、ここに街路に間口を開く近世的短冊型の町割出現が必然化されるのであろう。加えてこうした古代的源流の所在は、ごく一部の近世城下町に部分的に認められるにすぎない事実を、この際、特に強調しておきたいのである。



第4図 洛中洛外図の京都の町と江戸屏風の江戸古町（中央空地の所在に注意）



なお戦国期の初期城下町では、例えば下総結城や土佐中村のようにあたかも都城の羅城にも似た「築地」、または、「土居」による囲郭都市を形成する。しかし同じ囲郭でも初期城下町では、その古代的といわれるものも、例の結城での「ゆふかいの堀<sup>⑧</sup>」といったように、きびしい動乱社会の要請によって現実的にファイインされているのである。城下町では、町成立の契機やその基本的な都市域構造はどこまでも新しいタイプのそれであり、封建社会という生々しい体制が必然的に生んだ新興の封建領主都市である。なお前述した城下町成立の第二の方向の場合は、織田氏の清洲より岐阜、更に安土への転移、また、毛利氏の吉田より広島、更に松平氏（徳川氏）の安城↓岡崎↓浜松↓駿府への移動のように、大名領国拡大に伴なう城地移転を契機とする城下町そのものの充実発展の路線を歩むのが、一般普遍的様相であったのも、ここに付け加えておくべきであろう。

中世末の初期城下町は、戦国大名領国制が体制的に存続するまでは、固有の姿をもって継続する。すくなくとも都市域構造の立場においては、織豊政権期もその前半、天正初頭のころまでは、まだに初期城下町としての様相をとどめ、それよりは脱却しえないのである。もとより各地における生産力の不均衡発達、それと対応する領主政策、要するに近世的傾斜度の相違による地域的な偏差と相異はあるけれども、ほぼ一世紀にわたって初期城下町は、その存在と生命を保持しつづけたといえるのである。

## 後 記

本稿の大意はかつて「初期城下町の成立とその概念規定について」と論じ発表した（地理学評論第三九巻第一〇号）。しかしこの発表に対する批判もあり、かつ前稿はかなり抽象論にわたるところが多く、筆者としてもその不備を痛感していた。このよ

うなわけで、前稿の反省の上になたつて、なによりももうすこし具体的に敷衍したいと考えて発表したのが本稿である。  
前稿と重複するところも少くないが、御容赦をお願いし御叱正を得たいのである。

注と参考文献

- ① 中丸和伯 後北条時代の町へ相模の場合Ⅴ—小田原を中心として 日本の町Ⅱ（封建都市の諸問題）一九五五、七八頁
- ② 清水三男 日本中世の村落 昭和一七、二一—三頁
- ③ 拙稿 城下町の歴史地理学的研究、昭和四二
- ④ 藤岡謙二郎 城下町の地理学的性格に関する二、三の問題（歴史地理学の諸問題）所収
- ⑤ 文正元年得富文書（三坂圭治 周防国府の研究 所収）
- ⑥ 三坂圭治 前掲書⑤ 二三五頁
- ⑦ 福田豊彦 国人一揆の一側面、史学雑誌七六編一号
- ⑧ 原田伴彦 中世における都市の研究 四〇頁
- ⑨ 三坂圭治 前掲書⑤ 三二一—三二二頁
- ⑩ 長宗我部庄屋刀弥帖（「土佐国編年記事略」所収）
- ⑪ 北島正元 徳川家康 昭和三八、二五頁
- ⑫ 拙稿 中世末城下町論 地理学評論三八—八
- ⑬ 日吉神社文書 原田伴彦前掲書⑧所収、
- ⑭ 中島両以記文
- ⑮ 府中西のつらかへた彦かゆる川原新屋敷一町五段之分先年岡大和守奏者として出置訖、其時のことく永かれらか可為屋敷然者毎年皮のやく等申付ふさたなく可取沙汰者他仍如件  
大永六  
六月十二日 大井新左衛門尉（今川氏親朱印状）
- ⑯ 八幡町共有文書 原田伴彦前掲書⑧所収

応仁以前の守護町や地頭町では地方市場の強制的かつ組織的な吸収現象は、資料的に確認しがたい。その町名も市日や市の守護神によるもの、又は所在地固有名詞が一般で、加えて営業の業種を表示するものも一般には見あたらぬ。

	守護地頭町	町名	年代
1	鹿沼	美須町	建武4
2	沼鷺	市・新市	永享5
3	鷺小足	日市	(不明)
4	常陸府	日市	(不明)
5	河中山	日市	永享5
6	中甲	大上	永徳1
7	宇都宮	日市	永徳1
8	山内	七日市	建治3
9	山宮	三借町	延文5
10	山	山宮	嘉暦3
11		山宮	永享32
12		山宮	永享27

⑬ 拙稿 前掲書⑫

⑭ 島田次郎編著 日本中世村落史の研究 一九六六 四六二頁

畿内にしても中間、辺境地方にしても、大名が下地そのものを直接支配下においた後では第二段階として家臣団の給地に対するその在地性の稀薄化、更にそれを削減する方向へと進んでゆく。具体的には本領安堵形態より新恩による宛行形態への移行である。第三段階としては周知のように、近世の中期以降に各地によく現われてくる下地知行の否定と所当知行の設定、更に蔵米知行の優位といった地方知行の廃止への展開となつてゆく。

⑮ 拙稿 初期城下町の成立とその概念規定について 地理学評論三九一〇、四二頁

⑯ 森氏は長宗我部氏の援助のもとに旧領を回復し、以後は「城持」としてその家臣団に編入され、潮江土居の城下町への発展

は停止されるにいたるのである。

⑳ 水野時二 名古屋城下町の方格式町割 人文地理一六一二

藤田元春 尺度綜考 昭和四

㉑ 「結城氏新法度」参照

中村については、天正十七年「中村郷地検帖」に「御土根」として記載されている。